

◎国庫補助事業による災害復旧

☆国庫補助事業による災害復旧とは

国の災害査定を受け、内容が認められれば、国からの補助により復旧工事を行うことができます。

☆対象となるには

- ・災害発生日より3週間以内の被災報告が必要です。
- ・災害の基準を満たす降雨等により被害を受けた農地、農業用施設が対象です。
- ・維持管理をしていることが確認できるもの（点検記録簿、写真等）が必要です。
- ・現在耕作している農地または利用している農業用施設で、適切な維持管理を行っていることが前提となります。維持管理不足により発生した災害は認められません。

☆災害復旧事業申請書（分担金同意書）の提出について

災害復旧事業申請書（分担金同意書）は、市職員の現場確認後すみやかに提出してください。提出がなければ工事に着手できません。なお、申請者都合による申請書の取下げはできません。

☆分担金について

事業に伴い、申請者からの分担金が必要となります。なお、農地の災害復旧には復旧限度額が定められており、それを超える事業費については全額自己負担となります。

工種	種別	事業分担金
農地	田・畑（果樹園を含む）	事業費の15%以内
農業用施設	水路・道路・ため池・頭首工・揚水機・橋梁	事業費の7%以内

☆留意事項

- ・現地調査、測量、国の査定等が現場で行われますので、草刈り及び清掃をお願いします。
- ・査定時期が秋以降となりますので復旧に時間がかかる場合があります。復旧の時期については、緊急度の高い箇所より施工することとなります。

※問い合わせ 農地等・林道災害対策室 0946-52-0278